

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和48年10月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和48年6月及び同年7月の標準報酬月額については5万6,000円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については6万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月28日から49年6月1日まで  
社会保険庁(当時)から郵送されたねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社本店において旅行の添乗員等の仕事をしており、時期は定かではないが、同社が倒産するまでは、給与から社会保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年6月28日から同年10月15日までの期間については、申立人が、A社に継続して勤務していたことが、雇用保険の加入記録により確認できるが、社会保険事務所(当時)の記録では、同年6月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和48年6月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している48人のうち、4人については、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同年6月28日にさかのぼって訂正されており、また、残りの44人については、当該適用事業所ではなくなった日以降に標準報酬月額の随時改定(28人)又

は定時決定（16人）を行った旨の記録が取り消されているほか、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以後に、被保険者資格を取得した旨の記録がある従業員2人については、いずれも資格取得の記録が取り消されており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和48年6月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年10月16日であると認められる。

また、昭和48年6月及び同年7月の標準報酬月額については、同年5月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円、同年8月及び同年9月の標準報酬月額については、上記の記録訂正前における同年8月の社会保険事務所の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和48年10月16日から同年末ないし49年初めまでの期間については、申立人が、A社に継続して勤務していたことは、同僚の証言及びパスポートの出入国記録により推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、昭和48年秋ごろにA社が倒産するまでは、従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたが、倒産後の清算業務を行っていた時期には、ほとんど給与が支給されていなかった旨の証言をしている上、当該期間における経理担当者との連絡が取れないことから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間のうち、昭和48年末ないし49年初めから同年6月1日までの期間については、当該期間における事業主及び経理担当者との連絡が取れない上、同僚5人のうち、4人は、「申立人を記憶していない。」としており、残りの1人は、「申立人を記憶しているが、勤務時期については覚えていない。」としていることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言及び関連資料を得ることはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和48年10月16日から49年6月1日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 606

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 21 日から 47 年 3 月 7 日まで

社会保険庁（当時）から郵送されたねんきん特別便により、A社（現在は、B社）に在籍していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、C国の現地法人であるD社に出向していたが、A社に継続して雇用されており、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に在籍し、C国の現地法人であるD社に出向していたことが、雇用保険の加入記録、B社の回答及び同僚の証言により推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届（控）は残っていないが、申立期間後に社会保険関係の事務を担当していた従業員からの聴取により、当該従業員が社会保険関係の事務を担当していた時に、海外の関連会社に出向した従業員を厚生年金保険に加入させるようになったことが判明したため、申立期間当時、D社に出向していた申立人については、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。」と回答しているところ、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が、申立期間当初の昭和 45 年 9 月 4 日に、健康保険被保険者証を返納した記録があるとともに、同社が、申立人について、同原票の資格取得日と同じ 47 年 3 月 7 日を資格取得日とする厚生年金保険

被保険者資格の取得届を行い、出向前に交付されていた厚生年金保険被保険者記号番号とは別の同記号番号を交付されていることが、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書及び標準報酬決定通知書（写）により確認できる。

また、B社は、「申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できる資料は残っていないが、申立期間当時、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられるため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間当時、B社の社史によりA社からD社に出向していたことが確認できる従業員一人は、「申立期間当時、申立人と同様に、D社から給与を支給され、C国の社会保障制度に加入していた。」と証言しているところ、同人が、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで  
船員保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していた記憶がある上、申立期間の一部について同社のB丸に乗船していたことを示す船員手帳を所持しているので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 43 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日までの期間については、申立人が同船に甲板員として勤務していたことが、申立人の船員手帳（写）により確認できる。

しかしながら、申立期間当時におけるA社の代表取締役は、既に死亡している上、申立期間当時に社会保険関係の事務を担当していた事務員一人は、申立人を記憶していないことから、申立人に係る船員保険の加入について確認することはできない。

また、年金事務所は、「申立期間当時、標準報酬月額を訂正する場合、船舶所有者から新たに船員保険被保険者資格取得届を提出させていた。」と回答しているところ、申立人は、昭和 43 年 5 月 17 日付けで標準報酬月額を訂正されているが、被保険者資格の取得日は、同年 4 月 1 日となっていることが、A社に係る船員保険被保険者名簿により確認できることから、社会保険事務所が、同社から申立人の被保険者資格の取得時及び標準報酬月額の等級訂正時に提出された資格取得届の被保険者資格の取得日を、いずれも誤って記録したとは考え難い。

さらに、申立期間当時に経理を担当していた事務員一人は、申立期間当時における船員保険料の控除について記憶していないことから、申立人に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛媛厚生年金 事案 608 (事案 188 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月1日から同年11月15日まで  
② 昭和39年1月17日から同年5月20日まで

平成19年8月に、申立期間に係る厚生年金保険について、社会保険事務所(当時)に年金記録確認の申立てを行ったところ、20年10月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

しかし、申立期間当時、A社に勤務していたのは確かである上、上記通知には、健康保険被保険者証の返納記録がある旨記載されているが、心当たりが無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 当初の申立期間(昭和39年1月17日から同年5月20日まで)に係る申立てについては、A社が、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人が同社に勤務していたことを証言する同僚等も無く、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことを確認することができないこと、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が無いこと、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、健康保険被保険者証が返納された記録があることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当初の申立期間に新たな申立期間(昭和37年8月1日から同年11月15日まで)を加えて、A社に勤務していたのは確かである上、健康保険被保険者証を返納した記憶も無いとして、再申立てを行って

いる。

- 2 申立期間①については、申立人が、申立期間①当時、A社に勤務していたことが、申立人が記憶している事業主及び同僚3人の厚生年金保険の加入記録並びに事務経理担当者1人の証言により推認できる。

しかしながら、申立期間①当時における上記事務経理担当者は、「社長が、不定期の試用期間中に仕事ができるかどうかを見て、正社員として採用するかどうか判断しており、正社員となった時点で厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と証言している。

また、申立期間①当時の事業主は既に死亡し、事務経理担当者1人は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について記憶していないとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、今回新たに同僚に照会したところ、申立期間②当時、A社において厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録により確認できた同僚のうち、連絡の取れた3人は、申立人を記憶していないとしている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間②当時における申立人の勤務実態を確認できる証言及び関連資料を得ることはできなかった。

また、申立期間②当時におけるA社の事務経理担当者1人は、「社長が、別の会社に社員を行かせていた時には、本人の保険料負担を無くすため、厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行っていたと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②前後の被保険者期間が欠落している従業員が8人いることが確認でき、このうち、連絡の取れた4人は、「欠落している期間も継続して勤務していたが、被保険者期間の欠落の原因は不明である。」と証言している。

加えて、申立期間②当時の事務経理担当者1人は、申立人に係る厚生年金保険料の控除について記憶していないとしている。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。